

Q：スポーツ保険を使用する場合はどのようにすればよいのでしょうか？

日本スポーツ振興センターの災害給付金（以下：「スポーツ保険」という）と大村市福祉医療費は、条例により重複して受給できません。

そのため、スポーツ保険を申請される場合は、受診時に下記の点にご協力ください。

- ①医療機関へ「学校（校内・通学路・部活動等）での怪我のためスポーツ保険を請求すること」の申出。
- ②大村市福祉医療費受給資格者証は提示しない。

【スポーツ保険を請求する場合の流れ】



※誤って大村市福祉医療費受給資格者証を提示して、大村市福祉医療費の助成を受けた場合は、助成を受けた医療費を大村市に返還していただく必要があります。返還にはお手続きが必要となるため、大村市役所 福祉総務課までご連絡ください。